

(2017年12月27日認可)

社会福祉法人滝乃川学園

定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、キリスト教の精神にもとづき、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 移動支援事業の経営
- (ハ) 相談支援事業の経営
- (ニ) 特定相談支援事業の経営
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 障害児相談支援事業の経営
- (ト) 障害児通所支援事業の経営
- (チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人滝乃川学園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都国立市谷保6312番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員12名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名以上3名以内の合計3名以上5名以内で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法人法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及び親族その他特殊関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第一号に規定するものをいう。以下同じ)の合計数が、評議員数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員は、無報酬とする。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された評議員2名が、これに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 11名以上13名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を、理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名を常務理事とする。

4 常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係があるものの合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係にあるものを含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係にあるものを含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があるものであってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

（役員解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の学園長、本部長、及び設置経営する施設の長（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の職務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

建物

- (1) 東京都国立市大字谷保字栗原6322番地1所在の家屋木造スレート葺
二階建校舎 1棟 (686.93㎡)
- (2) 東京都国立市大字谷保字栗原6313番地所在の木造スレート葺平家建
門衛所 1棟 (25.61㎡)
- (3) 東京都国立市大字谷保字栗原6309番地2所在の鉄筋コンクリート・ブ
ック・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 成人寮 1棟 (211.87㎡)
- (4) 東京都西多摩郡日の出町大字大久野字幸神2184番地1所在の木造瓦葺
2階建 居宅 1棟 (207.39㎡)
- (5) 東京都国立市大字谷保字栗原6322番地1所在の鉄筋コンクリート造ルー
フィング葺 3階建て 職員宿舎 1棟 (810.00㎡)
- (6) 東京都国立市大字谷保字栗原6322番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋
根 平家建 倉庫 1棟 (2.59㎡)
- (7) 東京都国立市大字谷保字栗原6309番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺
平家建 会堂 1棟 (113.40㎡)
- (8) 東京都国立市大字谷保字栗原6322番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋
根 平家建 寄宿舍 1棟 (435.13㎡)
- (9) 東京都国立市大字谷保字栗原6322番地1 6360番地2 6360番
地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
寄宿舍 1棟 (439.81㎡)
- (10) 東京都国立市大字谷保字栗原6322番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋
根 平家建 管理棟 1棟 (124.35㎡)
- (11) 東京都国立市大字谷保字栗原6322番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋
根瓦葺 2階建 事務所集会所 1棟 (405.96㎡)

- (12) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 2 2 番地 2 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 作業所 1 棟 (49.20㎡)
- (13) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 2 2 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 2 階建 寄宿舎 1 棟 (621.54㎡)
- (14) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 2 2 番地 2 6 3 2 2 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 2 階建 寄宿舎 1 棟 (628.74㎡)
- (15) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 2 2 番地 2 6 3 2 2 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 事務所・寄宿舎 1 棟 (501.23㎡)
- (16) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 0 9 番地 2 6 3 1 3 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建 やがわ荘 1 棟 (332.15㎡)
- (17) 東京都国立市青柳二丁目 8 番地 4 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 フルール 1 棟 (157.32㎡)
- (18) 東京都立川市曙町三丁目 1 0 2 番地 1 3, 1 0 2 番地 1 2 所在の木造スレートぶき 2 階建 ぼーの 1 棟 (164.83㎡)
- (19) 東京都立川市錦町一丁目 1 3 2 番地 1 5 所在の軽量鉄骨スレート葺 2 階建 ゆうゆう 1 棟 (159.82㎡)
- (20) 東京都国立市泉二丁目 8 番地 6、8 番地 7、8 番地 8 所在の木造スレートぶき 2 階建 サマーリーフ 1 棟 (208.75㎡)
- (21) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 0 6 9 番地 2 6 所在の木造スレートぶき 2 階建 ブーケ 1 棟 (207.42㎡)
- (22) 東京都立川市砂川町三丁目 1 8 番地 1 2 所在の木造スレート葺 2 階建 一砂の家 1 棟 (165.65㎡)
- (23) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 0 9 番地 2、6 3 0 9 番地 1、6 3 1 3 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 生活介護棟 1 棟 (938.65㎡)
- (24) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 0 9 番地 1 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 作業所・事務所 1 棟 (281.54㎡)
- (25) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 2 2 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 成人寮 1 棟 (1,353.75㎡)
- (26) 東京都国立市大字谷保字栗原 6 3 0 9 番地 1、6 3 0 9 番地 2 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 短期入所棟 1 棟 (442.20㎡)
- 計 26 棟 9675.83 ㎡

土地

(1)	東京都国立市大字谷保字栗原	6280の2	公衆用道路	148.00m ²
(2)	東京都国立市大字谷保字栗原	6289の2	公衆用道路	23.00m ²
(3)	東京都国立市大字谷保字栗原	6290の2	公衆用道路	39.00m ²
(4)	東京都国立市大字谷保字栗原	6291の2	公衆用道路	62.00m ²
(5)	東京都国立市大字谷保字栗原	6292の2	公衆用道路	109.00m ²
(6)	東京都国立市大字谷保字栗原	6309の1	宅地	3,242.97m ²
(7)	東京都国立市大字谷保字栗原	6309の2	宅地	1,672.72m ²
(8)	東京都国立市大字谷保字栗原	6322の1	宅地	6,983.67m ²
(9)	東京都国立市大字谷保字栗原	6322の2	宅地	6,010.22m ²
(10)	東京都国立市大字谷保字栗原	6360の2	宅地	210.87m ²
(11)	東京都国立市大字谷保字栗原	6277の2	宅地	38.47m ²
(12)	東京都国立市大字谷保字栗原	6278の2	宅地	36.36m ²
(13)	東京都国立市大字谷保字栗原	6312の1	宅地	203.08m ²
(14)	東京都国立市大字谷保字栗原	6313の1	宅地	833.30m ²
(15)	東京都国立市大字谷保字栗原	6314	宅地	357.02m ²
(16)	東京都国立市大字谷保字栗原	6315	山林	519.00m ²
(17)	東京都国立市大字谷保字栗原	6317	山林	485.00m ²
(18)	東京都国立市大字谷保字栗原	6319の2	山林	214.00m ²
(19)	東京都国立市大字谷保字栗原	6321	山林	482.00m ²
(20)	東京都国立市大字谷保字栗原	6323	山林	548.00m ²
(21)	東京都国立市大字谷保字栗原	6324	山林	19.00m ²
(22)	東京都国立市大字谷保字栗原	6332	山林	548.00m ²
(23)	東京都国立市大字谷保字栗原	6360の1	山林	449.00m ²
(24)	東京都国立市大字谷保字栗原	6363の1	山林	148.00m ²
(25)	東京都国立市大字谷保字栗原	6320	墓地	9.91m ²
(26)	東京都国立市大字谷保字栗原	6322の6	宅地	16.46m ²
(27)	東京都国立市大字谷保字栗原	6322の7	宅地	28.47m ²
(28)	東京都国立市大字谷保字栗原	6312の3	宅地	3.71m ²
(29)	東京都国立市大字谷保字栗原	6313の3	宅地	6.30m ²
(30)	東京都国立市大字谷保字栗原	6332の2	山林	12.00m ²
(31)	東京都国立市大字谷保字栗原	6355の6	宅地	143.15m ²
(32)	東京都国立市青柳二丁目8番42		畑	2.22m ²
(33)	東京都国立市青柳二丁目8番43		畑	187.00m ²
(34)	東京都立川市曙町三丁目102番12		宅地	74.83m ²
(35)	東京都立川市曙町三丁目102番13		宅地	74.84m ²
(36)	東京都立川市錦町一丁目132番15		宅地	140.99m ²

(37) 東京都国立市泉二丁目 8 番 6	池	沼	74.00m ²
(38) 東京都国立市泉二丁目 8 番 7	池	沼	93.00m ²
(39) 東京都国立市泉二丁目 8 番 8	原	野	30.00m ²
(40) 東京都国立市大字谷保字栗原 6069 番 26	宅	地	272.51m ²
(41) 東京都国立市大字谷保字栗原 6319 番	山	林	542.00m ²

計 41 筆 25,093.07m²

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会における理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、東京都知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告書及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 国立市心身障害者（児）緊急入所事業の経営
- (2) 社会福祉従事者に対する研修事業
- (3) 日中一時支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、東京都知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を東京都知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人滝乃川学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	関	重 広
常務理事	高 木	逸 磨
常務理事	沢 田	文 雄
理事	門 馬	常 次
理事	大 野	孫 平
理事	橋 本	寛 敏
理事	佐々木	順 三
理事	辻	莊 一
理事	蒔 田	誠
監事	大 平	芳 男

2 平成 9年 1月13日付定款変更申請に係る評議員会新設に伴い選任される評議員の任期は、定款17条の規定にかかわらず、平成10年6月20日までとする。